

2 総総第 1185 号
令和 3 年 1 月 8 日

関 係 各 位

川 崎 市 信 用 保 証 協 会

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言への対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、信用保証業務の円滑かつ安定的な継続を図るため、勤務体制等の一部変更を実施することとしましたので、お知らせ致します。

1. 実施期間

令和 3 年 1 月 12 日から令和 3 年 2 月 7 日

2. その他

この期間中、対応人員を減らして営業致しますので予め、ご了承下さい。

以 上

問合せ先 総務企画部総務企画課 福田
電話 044-211-0503